

## 第7回 上下水道事業審議会 議事録

第7回 上下水道事業審議会 議事録		
日	時	令和6年11月18日(月) 午後2時から午後3時46分まで
場	所	福崎町役場 大会議室
出席者	委員	瓦田会長、後藤副会長、前川委員、吉高委員、小林委員、沖田委員、松岡委員、田中委員、勝本委員、近藤委員
	事務局	尾崎町長 福永公営企業管理者、橋本課長、清水課長補佐、植戸係長、藤岡係長
欠席者	委員	小幡委員、後藤委員

### 開会

#### あいさつ

会長あいさつ

町長あいさつ

### 協議

- 1 適正な下水道使用料の水準について
- 2 その他

### 内容

**事務局**：協議事項1「適正な下水道使用料の水準について」資料に沿って説明

**会長**：前回の審議会において、委員のみなさんから若干資料が分かりにくいのではないかとのご指摘をいただいた。その点を踏まえ、再度資料を作成した。今回の資料ではA案、B案に加えC案を追加してお示しし、それぞれのパターンの判定基準を示した上で評価を行っている。

**委員**：下水道事業はなくてはならないライフラインで、大変重要である。現在福崎町では経費回収率が100%を下回っており、汚水処理に要する費用を使用料収入で賄えていない状況である。今回、事務局から「下水道使用料を100%にしよう」とご提案をいただいている。それからもう1点、農業集落排水や公共下水道の処理区域によって使用料体系が違うという点に着目し、地域による料金格差を解消させようとしている。下水を流すという同様のサービスを受けているにも関わらず金額が異なっていることについて不公平感が生まれているからである。前回の審議会ではA案、B案をご提案いただいていた。一番シンプルな案はB案で、経費回収率を100%にするために必要な14.23%を基本料金にも従量使用料にも増額させている。この案だと基本料金、従量料金が同率で大きくなる。そのため、基本料金を下げ、従量料金単価を増やしたA案を作っていたが、A案、B案と

も従量料金単価があまりにも大きくなったことにより農業集落排水地域の多量利用者の負担が非常に大きくなってしまったため、このことを緩和した案、C案を作成していただいた。本日提案していただいたC案では、A案、B案よりも基本料金を若干高く、従量料金の単価を若干低く設定し、その不足分を補った案になっている。ここで事務局が工夫をしたのは、基本料金を現行の農業集落排水事業の基本使用料2,400円の半額に設定したことである。このC案は多量使用者に頼っている使用料収入を分散させ、安定した経営を目指している。すばらしい。それでは、C案のうちC-1案、C-2案、C-3案どの案が一番いいのか考えてみる。C案のどの案をとってみても、A案、B案と比べ多量使用者に配慮した案になっているため、C案の中では少量利用者に配慮したC-1案が個人的にはいいのではないかと感じている。

福崎町は過去20年間料金の見直しをされていなかったと聞いている。他の自治体では3~5年で料金の見直しをされているので、今回の料金改定で終わりにするのではなく随時見直しをされるのがいいかなと考えている。

**委員：**1ヶ月に15,000 m<sup>3</sup>使用されている多量使用者は何件あるのか。

**事務局：**資料①の右側に直近1ヶ月の使用水量ごとの調定件数をお示ししています。1ヶ月に10,001~15,000 m<sup>3</sup>使用されている多量使用者は公共下水道事業の2件です。

**委員：**この2件が、全体の何%の使用料金を占めているのか。

**事務局：**この2件で公共下水道事業使用料全体の20%を占めています。

**委員：**2件で公共下水道事業全体の20%を占めているのですか。この状態はあまりにも多量使用者に依存しすぎている。2件のうち1件でも使用しなくなった場合、経営が成り立たなくなるのではないかと。多量使用者に頼った経営をすると、多量使用者の言うことを聞かなければいけなくなる。それよりも小口使用者から幅広く使用料を徴収した方が経営が安定する。その面から考えるとC-3案が妥当な案ではないか。それから、私もこの下水道料金については、定期的に見直ししていただきたいと考える。

**委員：**下水道事業は皆さんご承知のとおり、大変大切な住民生活においてなくてはならないもので、何をおいても守っていかなければいけない。それではどの水準に焦点を当てて料金改定を行っていくのかということになるが、私はやはり低所得者の生活を守っていききたい。そう考えるとここに提案されているC案は、基本料金が現行より22.45%も値上げになっている。基本料金内で生活されている方が全体の3割を占めているという現状をみると、基本料金を大きくするという事は非常に問題である。このような料金改定は住民生活を後回しにし、経営優先になっている。私は住民生活優先の料金体系にしていきたいと考えている。それから、下水道事業の支出が適正に行われているのかきっちり確認してほしい。前回提出された財政計画において今後10年間の支出見込が示されている。この財政計画では職員が不足しているという理由から職員を2人増やし、ほとんどの市町村にはない公営企業管理者を置いたままにしようとしている。管理者の人件費は1年間1,250万円必要で、10年間では1億2,500万円必要になる。管理者の給料が水道事業から支出されているのは十分承知している。公営企業管理者を廃止して、上下水道課長の給料を下水道事業ではなく水道事業から支出すれば、下水道事業の経費が抑えられる。きっちりした支出を見込まなければ、正しい不足額が分からない。大きな施設の建設はすでに終了し、

維持管理の時代に入っている。この状況で、財政計画に計上している2名分の人件費増は本当に必要なのか、はなはだ疑問である。公営企業管理者の人件費、増員予定の職員2名分の人件費を見直した場合、値上げ幅がもっと抑えられるのではないか。必要となる費用をもっと精査し直し、もう一度よく考えてほしい。今の財政計画は無駄な部分がたくさん含まれている。役場の幹部職員の天下り先を確保し、料金の値上げを住民に求めるというのは間違っている。

**会長：**この点について、事務局からの意見はどうか。

**委員：**私は事務局からの意見を求めている。委員のみなさんからのご意見を伺いたい。

**会長：**この審議会では正しい情報に基づいて正しい判断しなければならないと考えている。

まず1点目、公営企業管理者の給料は水道事業から支出されているため、この下水道事業の財政計画の中に管理者の給料は含まれていない。次に2点目、たとえ公営企業管理者を廃止したとしても、現在のマンパワー不足の状況から考えると職員数を削減することは難しいと考えている。結果、公営企業管理者を廃止すると年間1,200万円の経費の削減ができるという情報は正しい情報ではない。3点目、現在資本的支出から支出している2名の職員の給料を収益的支出から支出すれば経費がかかり、資本的支出から支出すれば費用がかからないと考えるのは誤った認識である。資本的支出から支出した場合、取得した資産に人件費が計上され、減価償却費という形で収益的支出から費用として計上される。このことは、現在の状況でも同じあり、この点について、費用の金額は変わらないことになる。私は会長として正しい情報を発信しなければならないと考えている。それから繰り返し申し上げるが、公営企業管理者の設置に関しては、当審議会の管轄外になる。これは任命権者である町長、それから議会の方で審議していただきたい。

**委員：**公営企業管理者の給料が水道事業から、上下水道課長の給料が下水道事業から支出されているということは認識している。私は公営企業管理者を廃止し、上下水道課長の給料を水道事業と下水道事業で折半したらいいと考えている。公営企業管理者設置について議会で審議してほしいと会長から指摘があったが、ここでは、議会へ提出する案を作成している。ここでまとめた案を町長が議会へ提出し、その案を議会で審議する。つまりこの審議会で検討しなければならない。

**会長：**それでは委員の方のご意見をお伺いする。

**委員：**下水道事業の料金改定をする理由は、経費回収率が100%を下回っているからである。

下回っている理由は何なのか。収入が少ないのか、無駄な支出が多いのか。収入が少ないのであれば、使用料収入を改定しなければいけない。無駄な支出があるのであれば見直さなければいけない。ただ、公営企業管理者を設置するのか設置しないのかについては、上下水道事業審議会が審議する内容ではないと考える。しかし全国的にみた場合、公営企業管理者を設置している自治体が少ないのは事実である。一方、経営的観点から判断ができるという点においては公営企業管理者を置くメリットがある。町長は政治家のため住民の顔色を伺い、料金値上げをしたくてもできない時がある。そんな時、公営企業管理者なら中立な立場から正しい判断ができるはずである。水道、下水道は住民生活になくてはならないものである。だから経営破綻させることができない。安定的な経営をするために、公営企業管理者を設置するという点については一定の理由はあると考えている。ただ、下

水道料金の負担増を住民に求めるのであれば、町長もこの問題について真摯に向き合って経費削減に努力してほしいと考える。

**委員：**管理者を廃止すれば他に職員を配置しなければいけないと町長から答弁があったが、管理者が事務をしているとは思えない。よって、管理者を置かない場合でも、他の職員を配置しなくてもいい。それから収入を増やす施策については、利用者を増やす努力をしなければいけない。巨額の資金を投資して下水道を整備したのだから、町民全てが下水道を利用すべきである。いくら下水道の供用開始時期が遅かったとはいえ、下水道接続率が低すぎる。もう少し努力してほしい。下水道料金の値上げを提案する前に、接続率を上げる努力をしなければいけない。当局は節約をした上で、接続率を増やす努力をするべきであり、料金を値上げするのは最後の手段と考えるべきである。

**事務局：**供用開始時期が遅かったことと接続率が低いこととは関係がないと先程ご指摘がありました。私はそうではないと考えています。福崎町では下水道の供用開始が遅かったため自宅に浄化槽を設置されている家がたくさんあります。浄化槽が使用できる間は下水道に接続せず、浄化槽を使用し続けたいと考えていらっしゃると思います。つまり供用開始の時期と接続率とは大きく関係していると考えています。

**会長：**委員のご指摘のとおり、普及率を上げていかなければいけないと考えている。ただこの普及率は一度に上昇させることは難しい。我々は主観的な考え方や思いではなく、客観的なデータに基づいて判断していかなければならない。普及率がかなり高い自治体においても、使用者人口や調定件数は減少傾向にある。普及率が増加したからといって使用者数や使用水量が増えてはいない。委員のみなさんにおかれましては客観的なデータに基づいて判断していただきたい。

**委員：**資料②にB-3、C-1、C-3の3つの案についてピックアップされている。この3案についてメリット、デメリットを追求すればもっといい提案ができるのではないかと考えています。

**会長：**他にご意見はありませんか。

**委員：**資料5 ページ下段、農業集落排水事業の211㎡以上の改定額を見ると、どの案も上がり幅が大きすぎる。うちの会社で、もしこのような案が提案された場合、どうすればいいのか困ってしまうと思う。また、資料①を見ると多量使用者について現行料金との差が大きくなっている。特に農業集落排水事業だった人の現行料金との差が大きくなっている。何とかならないのでしょうか。公共下水道と農業集落排水の料金体系を同じにしたいという趣旨はよく理解できるが、激変緩和措置を取ってはどうか。

**委員：**激変緩和措置ができないかということを私も申し上げた。そのことを受け事務局がC案を作成している。段階的に料金を変更させることについては私も賛成であるが、そうすることによって、事務局の手間やシステム改修などの経費が増えることになる。

**事務局：**A案、B案は多量使用者の改定額が大きい案となっていたため、C案を作成し、多量使用者の負担が増えることを抑えました。資料③をご覧ください。この資料ではB-3、C-1、C-3の3つの案についてピックアップし比較しています。4人家族の1ヶ月の

平均的な使用水量は平均すると 30 m<sup>3</sup>です。30 m<sup>3</sup>の欄を見ると、公共下水道について C-1 案は 1 ヶ月 550 円の増、C-3 案では 1 ヶ月 620 円の増で C-3 案の方が 70 円高くなり、それほど差がありません。一方、多量使用者 1,500 m<sup>3</sup>の欄を見ると、公共下水道について、C-1 案は 35,200 円の増、C-3 案は 30,020 円の増で C-3 案の方が 5,180 円安くなります。これらのことを考えると C-3 の方が多量使用者の激変緩和に若干配慮した案になっています。あまりにも改定率が大きくなったことが理由で多量使用者が福崎町から離れてしまうと、収入が大きく減少してしまい、その結果、少量利用者の料金改定に結びついてしまいます。総合的に考えた結果、C-3 案の方がバランスが取れているのではないかと思います。

**委員：**詳しい説明をしていただき、ありがとうございます。下水道事業における多量使用者の役割について及び 1 ヶ月 30 m<sup>3</sup>使用される世帯における C-1 案と C-3 案の改定額の差について教えていただきました。詳しい説明をお伺いした結果、私も C-3 案がいいのではないかと思います。

**委員：**この審議会に来るまでは、B-3 案がいいのではないかと考えていたが、みなさんから説明を受け、C-1 案、C-3 案もいいと考える。

**委員：**農業集落排水と公共下水道の料金体系を統合した場合、全体の収入は増えるのか。

**委員：**どの案も必要な収入を確保できるように単価を決定している。農業集落排水の使用料金は公共下水道より高い。農業集落排水の単価を公共下水道の単価に統一した場合、必要な収入が確保できなくなる。そのため、農業集落排水を少し下げて、公共下水道を少し上げるように設定するが、どの単価で折り合いをつけるかが問題である。

**委員：**それでは私の家では 70 円くらい値上げになるということか。

**事務局：**そうではなく公共下水道事業で 30 m<sup>3</sup>使用したと仮定すると、C-1 案と C-3 案の差が 70 円ということであって、現行との差は、C-1 案では 1 ヶ月 550 円の増、C-3 案では 1 ヶ月 620 円の増です。農業集落排水事業では、C-1 案では 20 円値下げ、C-3 案では 50 円の値上げとなっています。

**会長：**現在福崎町は経費回収率が 100%を切っており、収入が不足している。今回の改定ではその不足分を埋めることを目指しているため、A案、B案、C案のどれを選んでも全体の収入が増える案となっている。使用水量ごとに分析してみると、どの案も農業集落排水事業の少量使用者は改定後の料金が下がり、農業集落排水の多量使用者と公共下水道の全について料金が上がるようになっている。

**副会長：**事務局としては、基本使用料はどれくらいがいいと考えているのか。

**会長：**景気や使用水量の変動に経営が影響されないように、固定的に発生する費用のすべてを基本使用料で賄うことができれば一番望ましい。ただそうすると、基本使用料が非常に高くなる。そのためほとんどの自治体では、全体費用の 2 割から 3 割を基本使用料で賄うようになっている。基本料金で賄う部分が大きければ大きいほど安定した経営ができる。現行の使用料体系では、基本料金が全体の 28%を占めている。改定後の料金体系では、A

案、B案、C案のどれを選んだとしても、基本料金の占める割合が下がることになる。本来、安定した経営をするために、基本使用料の占める割合を28%に維持したかったが、こうすると基本料金の額がさらに上がってしまい、少量使用者の料金改定率がさらに大きくなってしまう。少量使用者の急激な負担増を避けるため農業集落排水事業の基本使用料の半額で設定したC案では、基本料金の占める割合は25%まで下がるが、A案、B案、C案を比較するとC案が一番基本料金の占める割合が大きくなり、安定した経営が可能になる。

**副会長：**おっしゃるように基本料金の割合が下がりすぎる状況は、経営として問題があるのではないかと思う。事務局は最終的には、適正な基本料金の占める割合はこれなんだという目標値を持っておいたほうがいい。今回は急激な変化を避けるために緩やかな改定にしていると思うが、今後は定期的に料金を見直し、どうすれば安定した経営ができるのか、どうすれば公平な料金体系になるのか、理想の割合にしていってほしい。

**会長：**福崎町は基本使用料の中に基本水量が付与されている。他の自治体では基本水量をなくして、1 m<sup>3</sup>から使用水量に応じて料金を徴収する傾向にある。基本料金だけではなく、その他のことも含めて定期的に料金体系の見直しすることが必要である。

**委員：**私は立場上、色々事務局と打ち合わせをしたうえでこの場に来ています。委員の方からご指摘のあった経費の削減について、今後取り組んでいかなければいけないと考えています。しかし今の段階では、現在示されている数値をもとに検討していくべきではないかと思えます。

**会長：**経費削減の努力をせずに料金を値上げするということは、住民のみなさんの理解が得られない。収入の増と経費の削減の両方について、事務局は最大の努力を図っていただきたい。

今後、当審議会として一つの案をまとめていくが、ベストの案はありません。住民のみなさんにとってのベストの案というのは、料金改定せずに、同様のサービスを提供してもらうことである。しかし、材料費、薬品費、動力費など物価が上昇しコストが上がっているため、経費削減努力だけで経営を改善することができない。この状況では将来の方にもご負担をお願いせざるを得ません。どのようにご負担いただくのがいいかと考えた場合、基本的には、浅く広く多くの方にご負担をお願いするのが一番望ましいではないかと考えている。多量使用者がいない自治体では、一般の住民の利用者の負担が大きくなっている。福崎町の場合は、この多量使用者がいるお陰で非常に低く料金を抑えることができている。しかし、これが将来ずっと安定するかといえば、それは決して約束されているものではない。新型コロナウイルスが蔓延した際には事業者が操業を見合わせたことがあったように、企業は様々な情勢の影響を受ける。このようなことを考えると、現在のように2%の使用者に20%の料金を負担していただいているような状況では、この2%の多量使用者に何かあった場合、下水道事業に大きな影響をもたらすことになる。多量使用者2社のうち1社でも町外に移転してしまった場合、この料金を補てんするために小口使用者の料金を改定しなければいけなくなる。つまりこのような状況は非常に不安定である。住民のみなさんに安定したサービスを提供し、住民のみなさんに安心して使用していただける案、これがC案だと考えている。

それでは挙手により、審議会の案を決定したい。

A案を支持される方、いらっしゃいますか

委員：挙手なし

会長：B案を支持される方、いらっしゃいますか

委員：挙手なし

会長：C-1案を支持される方、いらっしゃいますか

委員：挙手なし

会長：C-2案を支持される方、いらっしゃいますか

委員：挙手なし

会長：それではみなさん、C-3案に賛成ということよろしいでしょうか。

委員：異議あり。私は経費削減について要求している。経費を大きく見込んだ案のままでは賛成ではない。C-3案についても採決を取るべきである。会長は当局が提出した資料に基づいて判断するとおっしゃるが、当局の資料が正しいかどうか分からない。

会長：それでは採決を行う。C-3案を支持される方、いらっしゃいますか。

委員：8名挙手（瓦田会長、後藤副会長、前川委員、沖田委員、松岡委員、田中委員、勝本委員、近藤委員）

会長：それでは賛成多数ということで、C-3案を審議会の案とする。

会長：全体を通してご意見はないか。

委員：「ありません」の声あり。

会長：これで予定していた審議はすべて終了した。議事の進行についてご協力いただいたことに感謝する。

事務局：次の審議会は、12月26日（木）15時を予定している。

副会長：閉会あいさつ